

# 一般社団法人 安全運転推進 A C T 定 款

## (抜粋)

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人安全運転推進 A C T と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛媛県大洲市中村 2 3 1 番地に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、毎日全国で車による悲惨な交通事故が発生し、一瞬にして尊い人命や幸福な生活が奪われる恐怖の現実を、全国の運転者に自覚認識してもらうため、安全運転の推進と交通事故防止の啓発啓蒙を目的とし次の事業を行う。

1. 安全運転事故防止モニュメント石碑の全国高速道路サービスエリア及び国道道の駅への設置
2. 安全運転事故防止のパンフレット及びポスターの作成、配布
3. 安全運転事故防止のファイル及びインデックスファイルの製作、配布、販売
4. 安全運転キャラクターグッズの製作販売
5. 当法人安全運転キャラクターによる交通安全全国イベントへの参加
6. 安全運転の絵馬御守りスタンドの製作、販売
7. インターネット及びテレビによる安全運転の広報活動
8. 交通事故死亡者の遺児支援団体への寄付活動
9. 前各号に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。